

世界行動計画の手びき

昭和 51 年 2 月

労働省婦人少年局

目 次

1. 世界行動計画について	1
2. 世界行動計画要旨	4
3. 世界行動計画項目別一覧	7
4. 世界行動計画と我が国の現状等	18

1. 世界行動計画について

行動計画の生い立ち

国際連合は、第27回総会で1975年を国際婦人年に指定し、平等・発展・平和の三大テーマのもとに、各国及び国際レベルで婦人問題についての行動を起すよう呼びかけた。国際レベルの最大の行事が国際婦人年世界会議であり、この会議には、133カ国の政府代表のほか、多数の国連関係機関、非政府国際機関が参加した。

世界会議の主要な目的の一つは、世界行動計画の審議と採択にあったが、計画の第1次案は、国連婦人の地位委員会その他の討議を参考にして、国連事務局で作成したものであった。この案は、1975年3月にニューヨークで開催された国際婦人年のための諮問委員会で検討された上、事務局によって全面的に改訂され、最終案として世界会議に提出されるに至ったものである。

世界会議での審議

世界会議では、第1委員会に世界行動計画の審議が付託された。第1委員会は作業部会を設置して、6月25日から行動計画の審議を開始したが、各国から900近い修正案が提出され、その全部を審議することは技術的に不可能であったため、序章と第I章を審議修正したのみで、第II章以下は事務局の原案をそのまま承認することとなり、6月30日、一部を修正した行動計画案を委員会レベルで満場一致で採択した。計画案はついで本会議に提出され、7月1日、同じく表決に付されることなく採択され、ここに世界行動計画が正式に成立した。

世界行動計画の性格

世界行動計画は、1975年から85年までの10年に国際婦人年の目的を達成するために、国内的、国際的な行動について勧告を与え、指針を示すものである。これらの勧告は、各国の政府を主たる対象とするものであるが、民間の諸団体や個人もその実現に協力するように要請されている。

また、この計画は世界全体を対象としているので、各地域の社会的・文化的な相違が必ずしも十分に配慮されていない部分もある。そのため各国は、自分の国の実情に応じてこの計画の中から目標を選び、優先順位を付して、これを国内の施策に反映させていくことになる。

世界行動計画要旨

序 章 (1-25)

国連憲章は基本的人権・男女同権を確認し、各種の条約・勧告も同じ目標を掲げ、その他の国際文書においても婦人の社会進歩への参加の促進を宣言している。しかし、その具体化は遅れており、地域間、各国間等の不均等が大きい。(1-5)

男女の地位のギャップはどこも国・地域にも共通に存在している。経済・社会の発展は婦人に利益と不利益の両面をもたらしている。(6-13)

婦人年の趣旨： 男女平等の促進、開発、経済、社会、文化の発展への婦人の参加、国際友好と協力への婦人の貢献。(14)

計画の目的： 現状の克服、社会の秩序の中での男女平等の実現のための国内・国際的行動を促すことが主たる目的である。そのための政府の種々責任について述べている。(15-20)

開発の企画、実施過程への婦人の参加を拡大することの必要性和、新しい国際秩序の下での国際協力の重要性を述べている。(21-25)

第1章 国内行動 (26-48)

行動計画は国内行動への指針であり、各国は国情に応じ目標、優先順位を決定し、政府による決意の表明をすべきである。

そのため、政府内に婦人問題に関する機構を設置し、男女平等の法的保証国内法の再検討と関係諸条約の批准促進、啓発活動、国際協力の拡充などが必要である。また、短期、中期、長期の目標を設定すべきである。

第II章 国内行動のための特定分野 (49-147)

個々の分野は個別でなく、総合的に把握・実施されるべし(49)

A. 国際協力及び国際平和の強化 (50-56)

国際協力、平和維持への婦人の参加の促進、国際平和の日の指定、婦人の交流促進、国連諸会議への婦人代表の参加等をすすめるべきである。

B. 政治参加 (57-66)

政治行動（投票、被選挙権、公職就任、政策決定）への婦人の平等な参加を法律で保証し、その促進のための目標を設定するとともに啓発のための教育及び情報普及活動を展開すべきである。

C. 教育及び訓練 (67-87)

教育、訓練における両性間の不平等（女子就学率、文盲率）をなくし、教育訓練計画、水準の男女同一化等を進め、男女共学、適性に合った職業選択を奨励し、その必要性を社会一般にも広く啓発すべきである。

D. 雇用及び関連の経済活動 (88-107)

婦人の就労の機会と待遇の平等を達成するための計画を策定し、婦人の自立活動（協同組合）の促進、職業研修訓練、政策決定部門への婦人の増加のための努力、婦人労働者における母性保護の確保、職業と家庭責任の調和対策、労働組合活動への婦人参加促進等をすすめる必要がある。

E. 健康及び栄養 (108-123)

健康に対する婦人の平等な権利と保護が必要であり、そのため開発・保健・教育計画において婦人の問題を重視し、婦人がその決定に参加するとともに地域社会内保健医療体制の整備等により男性と同等に利用できるよう配慮することが必要である。また食糧・栄養政策における妊産婦、幼児等への特別の配慮が必要である。

F. 近代社会における家庭 (124-134)

家庭における両性の役割の再評価。家事を高く評価することが必要である。また、婚姻・財産面に関する男女平等を確認し、その権利を侵害する制度、習慣を廃止する。さらに、結婚教育を充実し、未婚の母、非嫡出子を含む社会保障制度の強化する必要がある。

G. 人口 (135-147)

G. 人口 (135-147)

人口動態と婦人の地位は不可分な関係にある。婦人が子供の数と間隔を自由に決定しうよう家族計画を普及し、また、保健衛生の増進による婦人の保護と地位の向上が必要である。

H. 住宅及び関連施設 (148-153)

婦人の必要を考慮した住宅、環境の整備が必要である。

I. 他の社会問題 (154-160)

開発過程における婦人への影響は大きく、社会施設充実等が必要である。また、底辺層、高令層、女性犯罪者への配慮と売春、人身売買対策を整備すべきである。

第三章 リサーチ、資料蒐集及び分析 (161-173)

情報が不十分であり、統計手法は不統一（家事労働、世帯主）で各国の比較が困難である。(161-165)

国際的に統一基準、指標を設定しこれによる資料蒐集、分析を行うことが必要である。(166-168)

国連、関係機関の協力と十分な活用をすべきである。(169-173)

第四章 マス・メディア (174-181)

婦人の地位向上のためマスコミの果たす役割は重要であり、現在、マスコミが作り上げている婦人像は弊害を持っている。マス・メディアの管理者の責任は大きく、また、管理、企画部門に婦人の参加を増加させる必要がある。

第五章 国際的及び地域的行動 (182-199)

A. 世界的行動 (182-189)

1975-85を婦人の10年と宣言し、国連及び各国において継続的に活動をすすめるべきである。また、会議代表団、国連諸機関への婦

人の数を増加する必要がある。

1. 技術協力運営活動 (190-196)

各種関係プロジェクトを拡充し、それに婦人が全面的に参加する必要がある。

2. 国際基準の設定並びに実施 (197-200)

条約等国際基準を整備し、その実施状況を検討して基準の再検討をする必要がある。

3. 情報並びに経験の交換 (201-206)

会合、刊行物、各種メディアを十分に活用して情報、経験を交換する。

B: 地域活動 (207-212)

地域委員会は常設機構を設け、計画において婦人問題を優先すべきである。

第Ⅵ章 再検討及び評価 (213-219)

国連組織及び各国による本計画の定期的再検討が必要である。(2年毎のモニタリング)。

世界行動計画項目別一覧

序章

1. 基本的人権と人間の尊厳、男女同権の信念を確認
2. 植民主義等の滓の克服と、新国際秩序樹立の必要性
3. 国連憲章を受けた条約、勧告等も男女平等促進を目標
4. 国際社会は社会進歩への婦人参加の必要、権利を宣明
5. その諸原則の具体化の立遅れと不均等
6. 歴史は婦人が進歩的な改革をもたらす社会勢力であることを立証
7. 各国により婦人の地位の相違。しかし男女格差の存在は共通
8. 経済社会の困難は婦人の地位に悪影響、その向上は新経済秩序の一環
9. 農業等の分野での婦人は重要な役割であるがその立場は不利
10. 工業化は婦人労働者に利益とともに種々の不利益をもたらした
11. 科学技術の進歩は婦人の地位に善悪両面の影響
12. 婦人運動はこれら諸問題に対する世論の注意を喚起
13. しかし世論は外国支配下就中アパルトヘイト (南アフリカ連邦における人種差別) の下で苦しむ婦人をしばしば看過
14. 国連が1975年を婦人年と宣言した所以
15. 行動計画の目的は国内、国際行動を起させること
16. 男女平等の意味と家庭及び社会における男女の伝統的役割の再検討の必要
17. 法の下での平等、教育、雇用機会、報酬、社会保障の平等
18. すべての婦人の苛酷な労働条件からの解放及び十分な保健サービスの供与
19. 子供の数、出生間隔の決定と家族計画に関する知識を入手する権利
20. 雇用労働者、自営業従事者、農業従事者、教育訓練の場合の保育施設の供与は男女平等実現上必要

- 2.1. 開発は男女平等の促進、平和の維持に重要
- 2.2. 開発について企画、実施への参加、平等とその正当な恩恵
- 2.3. 国際平和、協力には平等な権利、国家の独立、主権、正しい世界経済秩序の促進、植民地主義人種差別の撤廃が必要
- 2.4. 開発及び国際経済の均衡への婦人の貢献の重要性
- 2.5. 母、労働者、市民としての開発への参加は婦人の人格の発展に直結

第I章 国内行動

- 2.6. 行動計画は1975～85にわたる国内行動への指針である
- 2.7. 本計画中国内行動について勧告は各国政府を対象とするのみでなく労働団体、婦人団体、マスコミ、などへも向けられたもの
- 2.8. 社会、文化、地域による格差が大きい。各国は独自の国内計画を策定の必要
- 2.9. 平等実現のためには社会的経済的変革の促進が必要
- 3.0. 本計画実施についての政府のすべてのレベルにおける明確な意志表明が必要
- 3.1. 開発計画に婦人の利益とニーズを十分配慮する必要、又政策決定過程への婦人の参加が必要
- 3.2. 年令等によるニーズの差、農村等地方婦人の地位向上に配慮する必要がある
- 3.3. 特殊な立場におかれている差別の甚だしい場合には婦人のための特別措置が必要である
- 3.4. 婦人関係国内委員会、婦人局等、各省庁の所轄にとらわれない多部門的機構の設置
- 3.5. 上記機構は調査、立法、計画策定等が任務
- 3.6. 地域、国際レベル活動、民間活動との調整への協力
- 3.7. 憲法、法律による男女平等の原則の保証

- 3.8. 婦人の地位に関する国内法の再検討及び国際条約の批准、実施
- 3.9. 適切機関に国内法令近代化、実施の確保を付託
- 4.0. 婦人の法的権利等の周知、婦人への援助措置の確保のためマスメディア、成人教育、相談所等の活用
- 4.1. 婦人の開発参加、差別撤廃のための社会全体による行動の必要
- 4.2. 本計画実施のため財政上の優先順位の再検討、資金調達努力が必要
- 4.3. 資金不足への援助のための既存の婦人年基金の暫定的措置が必要
- 4.4. 短期、中期、長期の達成目標の設定
- 4.5. 国連事務局による本計画実施のための2年計画の策定
- 4.6. 前半5年間(1975～80)の最少限達成目標：(i)読書能力、(ii)技術訓練、(iii)男女就学率の均等、(iv)雇用機会増大、(v)基盤施設の拡充、(vi)平等な参政権の確立、労働条件の平等、(vii)政策決定参画、(viii)保健制度及び事業の完備、(ix)市民権における平等、(x)食糧自家生産及び販売における婦人労働の再評価、(xi)男女の価値再評価教育、(xii)婦人組織の推進、(xiii)農村婦人労働の軽減、(xiv)政府内婦人問題機構の設置
- 4.7. 地域計画における実施
- 4.8. 婦人団体等非政府機関の参加

第II章 国内行動の等定分野

- 4.9. 個々の分野は総合的に把握、実施することが必要

A 国際協力

- 5.0. 国際協力、平和、軍縮、外国支配植民地主義人種差別等の撤廃斗争への婦人の参加の奨励
- 5.1. 人権侵害反対への婦人の団結
- 5.2. 政府間、非政府間機関による平和活動参加の奨励
- 5.3. 国連による国際平和の日の指定

- 54. 婦人の交流、教育文化科学交流の促進とこのためのマスコミの活用
- 55. 自分の子供への人種的平等、両性の平等、民族自決、世界平和の尊重、を理解させるよう奨励
- 56. 安保理、軍縮その他国連機関会議への婦人の参加

B 政治参加

- 57. 婦人は政策決定に十分参加していない
- 58. 婦人の政治的活動参加の権利及び機会の確保
- 59. 政治的活動への参加の定義
- 60. 婦人の公職関係の権利を保障する立法措置
- 61. 公職資格における男女平等
- 62. 1975～85に公職公務における婦人数増加目標戦略の設定
- 63. このための措置として政策の明確化、公務員数の報告、昇進等における資格要件の設定、告発活動等が必要
- 64. 婦人の政治参加の必要に関する婦人有権者の特別啓発活動の展開
- 65. 婦人の政治参加の必要に関する社会一般への啓発活動
- 66. 地方、社会、青少年運動、政治活動への婦人の参加奨励

C 教育訓練

- 67. 教育訓練面における男女不平等がある
- 68. 女子文盲率は男子に比し高い
- 69. 女子の就学率は男子より低く、教育内容にも差別がある
- 70. 婦人の教育訓練上の差別は、社会全体の生活の質の向上をはばむ
- 71. 生涯教育における男女機会均等が必要
- 72. ユネスコ諸条約、勧告に示された国際基準への適合
- 73. 教育の内容は社会と個人の必要に応えるべきもの
- 74. 16～25才婦女子の文盲根絶計画の作成を優先する必要
- 75. 文盲克服のための共同組合、企業、社会機関の利用
- 76. 読み書き算術栄養知識教育のための青年奉仕団

- 77. 地方婦女子特別訓練計画
- 78. 男女平等の無料義務教育の実施
- 79. 女子の教育参加確保のための託児制度等の措置が必要
- 80. パートタイム教育継続計画
- 81. 教育訓練計画、カリキュラム水準は、男女同一とすべきもの
- 82. 教科書に社会の積極的参加者たる婦人像を反映させるよう改訂
- 83. 教育訓練上の差別的慣行の明確化と平等確保のための研究促進
- 84. 男女共学の奨励、新しい職業と変化する役割についての男女の啓発指導
- 85. 職業訓練の平等な開放、奨学金等を受ける機会の男女平等、家庭婦人の職場復帰のために特別な援助措置が必要
- 86. 適性と能力に応じた職業の選択の奨励
- 87. マスコミ等の広報による女子教育職業訓練の必要

D 雇用、経済活動

- 88. 婦人の就業機会と待遇の平等、及び婦人の参加促進
- 89. 経済発展における婦人の役割の必要性の認識が不足しており、不利な職種への就労の集中と就業機会が限定
- 90. 国連、ILOの基準に合致する婦人労働者の機会と待遇の平等の保証のための計画の策定
- 91. 婚姻上の地位に係わりなく婦人を雇用する態勢の増進
- 92. 婦人就業のための経済活動の創出
- 93. 両性への平等な（訓練等）自立活動促進
- 94. 婦人の参加促進のため協同組合、小規模工業の奨励
- 95. このためのインフラストラクチュア（社会的基盤）の整備
- 96. 国の農村開発計画による婦人の参加雇用の促進
- 97. 熟練労働、技術資格の必要な作業における婦人の増加のための目標期限の設定

- 98. 管理面への婦人の参加促進のための特別の努力
- 99. 技能訓練、職場研修の男女平等
- 100. ILO母性保護に関する条約に沿った産休など母性保護の権利の確保
- 101. 家庭と職場の責任の調和を図るための、労働時間短縮、育児休業保育施設などの諸措置の必要
- 102. 婦人のみに対する保護立法の再検討
- 103. (家内工業等を対象に含む) 最低賃金制度の実施
- 104. 女子(少女)の労働搾取撤廃のための特別措置
- 105. 社会保障制度上の女子差別の廃止
- 106. 政府は、雇用上の婦人の地位向上のため使用者、労働者の努力を奨励し、民間団体と協力すべきこと
- 107. 労働組合は、組合への婦人の参加促進と、就業及び訓練における機会均等及び指導者養成訓練推進のための婦人特別計画を作成すべきこと

E 健康・栄養

- 108. 健康面における男女同等の水準の享受しえない実情、婦人への特別の配慮の必要
- 109. 食糧、栄養面における婦人の犠牲
- 110. 健康栄養面その他の社会的恩恵の十分な享受
- 111. 政府による公の保健計画の充実の必要
- 112. 地域社会における保健医療体制の整備
- 113. 保健サービスにおける産前産後その他婦人特有の健康上の必要性の配慮
- 114. 幼児、児童、母親の死亡率低下のための計画の策定の必要
- 115. 教育、広報などによる既存保健施設利用を阻むタブーの排除とその利用の促進

- 116. 地域社会での保健教育の実施を婦人の参加奨励、そのための広報、定期診断の実施
- 117. 婦人の保健活動への参加
- 118. 保健業務教育訓練面における男女差別の廃止
- 119. 家族の健康改善、婦女子労働軽減のための水道下水整備
- 120. 栄養政策上、少女、妊産婦、幼児を優先すること
- 121. 村落での食品加工、保存、貯蔵の技術改良の婦人による利用
- 122. 婦人の食糧生産への能率的な貢献
- 123. 栄養教育の普及

F 家庭

- 124. 家庭の経済的社会的文化的役割
- 125. 家事及び家事担当者への高い評価の必要
- 126. 家庭内における両性の役割の再検討と再評価
- 127. あらゆる形態の家族における婦人の権利の保護
- 128. 婚姻に関する法の国際基準への合致、配偶者の自由選択、結婚の最低年齢の設置、公式登録義務
- 129. 因習、特に年少婚、寡婦継承の廃止
- 130. 財産の取得、管理、享受、処分、継承における両性の平等、子供に対する平等な権利等
- 131. 家庭相談サービス、家庭裁判所の設置
- 132. 結婚、家庭、保健等の教育計画において両性の相互尊重と権利、責任の共有の理念に基づく教育の必要
- 133. 未婚の母、片親家庭、非嫡出子、妊婦の保護
- 134. 家族手当、扶養手当、母親手当など社会保障の整備

G 人口

- 135. 婦人の地位と人口動態の様々な要素は、密接な関連
- 136. 婦人の教育水準収入ある仕事についているか否か等家庭内の地位は、

家族の規模に影響を与える要素。婦人が子供の数と間隔を決める権利とそのための知識をもつことは社会参加できるかどうかにかんして決定的影響をもつ

- 137. 婦人の社会参加と結婚年齢、出産年齢、間隔、数の関連
- 138. 妊娠回数の減少は、妊娠、出産に伴う死亡を減少させ、幼児死亡率を低下させる
- 139. 青年女子の都市への移動と地方の男女比の不均衡。農村地域の開発努力の必要
- 140. 世界人口行動計画の勧告（特に婦人の地位）を支持
- 141. 人口政策に関連し婦人の境遇改善への留意が必要
- 142. 子供の数を決定する権利、家族計画普及上の障害の除去
- 143. 家族計画画面における男女双方の教育
- 144. 死亡率の罹病率改善による婦人の健康への特別の配慮
- 145. 人口移動が婦人の家庭及び職業活動に及ぼす影響の考慮
- 146. 都市化に伴い適切な社会政策を策定するための情報の確保
- 147. 教育及び保健施設の地方分散

H 住宅及び関連施設

- 148. 住宅及び環境の整備の必要性
- 149. 都市及び住宅開発の設計にあたっての婦人の意見採用
- 150. 婦女子の必要を考慮した住宅設計の奨励
- 151. 生活必需品を得るに便利な近隣の環境整備
- 152. 便利な公的な地域センターの配置への配慮
- 153. 新しい住宅設備の使用法についてのオリエンテーション

I 他の社会問題

- 154. 近代化、工業化に伴う社会問題に対処するための措置の重要性
- 155. 社会的施設の開発奨励
- 156. 移民婦人、スラム新開地への入植者等婦人に対する援助

- 157. 高齢婦人に対する特別の保護の必要性
- 158. 女子犯罪の研究の必要性
- 159. 売春及び不正人身売買防止のための措置の整備
- 160. 人身売買及び売春禁止に関する条約の批准促進

第三章 リサーチ、資料蒐集及び分析

- 161. 婦人の実情に関する資料蒐集及び分析の重要性
- 162. 開発過程における婦人の地位に関する情報の不足
- 163. 家事が経済活動とみなされていない現状
- 164. 世帯主が常に男子であるとの誤った観念
- 165. 各国間の資料の比較を困難にしている一原因（統計方法の違い）
- 166. 統計資料の基準と経済社会指標確立の必要性
- 167. 調査、統計の性別収集、分析の必要性
- 168. 婦人に関する資料蒐集上の留意点
- 169. 国連が資料収集、分析活動を拡大及び基準を統一することの必要性
- 170. 国連が1980年以前に婦人の地位を分析するための社会、経済指標を検討することの必要性
- 171. 婦人に対する差別原因を究明するための文化間の比較研究への高い優先度
- 172. 問題に熟知した者によるリサーチの必要性
- 173. 情報及びリサーチの結果を交換するため国連の既存研究機関の活用

第四章 マスコミ媒体

- 174. 婦人の地位向上のためマスコミの果たす役割の重要性
- 175. マスコミが現在つくりあげている婦人像の弊害
- 176. マスコミの定義
- 177. マスコミに対する政府間及び非政府間機関の役割

- 178. 婦人に関する情報を取得するに際しての政府間非政府間機関の責任
- 179. マスコミ管理運営者の責任
- 180. マスコミ管理運営者が婦人像をつくり出すに際しての留意点
- 181. メディアの企画管理部門への婦人の増加の必要性

第V章 国際的及び地域の行動

A 世界的行動

- 182. 国連による「婦人の十年」(1975～85)の宣言と継続的活動の勧奨
- 183. 上記十年の趣旨(国連組織内の諸機関に対する要請)
- 184. 国連組織外の機関に対する要請
- 185. 非政府機関及び国内団体に対する要請
- 186. 国連による同趣旨の他の勧告、計画等に対する支持の表明
- 187. 会議代表団、国連諸機関への婦人参加者数の増加
- 188. 本計画実施のために必要な行財政措置に関する勧告の必要性
- 189. 国際的行動の主要留意点

1. 技術協力、運営活動

- 190. 技術援助等を主とする国連諸機関の機能の実態
- 191. 婦人の能力開発の重要性
- 192. 開発プロジェクトに必要な現地調査を通じての資料の確保
- 193. 婦人を対象とするプロジェクト拡充の必要性
- 194. 婦人に対する訓練の必要な主要分野
- 195. UNDP地域代表、諸専門機関のコンサルタント等の役割
- 196. 国連による開発計画への婦人の全面的な参加の必要性

2. 国際基準の設定並びに実施

- 197. 国際基準の設定並びに実施の確保
- 198. 婦人に対する差別撤廃条約作成の重要性

- 199. 国際基準の実施状況の検討の必要性
- 200. 婦人に対する新しい基準の整備の必要性を研究すること

3. 情報並びに経験の交換

- 201. 情報及び経験の交換の有用性
- 202. 国際機構を通じての世界の婦人の相互理解と助け合い
- 203. 会合、セミナーの有用性とその奨励
- 204. 教育及び情報普及計画の整備拡大
- 205. 世界の婦人の実情に関する広報活動の奨励
- 206. 婦人に関する情報資料の頒布拡大の方法

B 地域活動

- 207. 地域委員会の責任と機能
- 208. 地域委員会構成国の責任
- 209. 地域委員会の政府並びに非政府機関に対する役割
- 210. 地域委員会の技術援助活動における人材の活用
- 211. 地域委員会及び国連機関の地域事務所との活動の調整の必要性
- 212. 準地域銀行及び二国間資金機関の責任

第VI章 再検討及び評価

- 213. 国連による本計画の実施状況の検討及び評価の必要性
- 214. 国連による今後の本計画フォローアップの計画
- 215. 国連による1978年以降2年毎のモニタリング活動の要請
- 216. 本計画と今後の国連各委員会会期及び諸機関会期との関係
- 217. 地域レベルにおける地域委員会によるモニタリングの責任
- 218. 国内レベルにおける各国政府による国連への報告の責任
- 219. 各国政府の財政的、行政的措置についての責任

4. 世界行動計画と我が国の現状等

世界行動計画は、世界の発展段階の異なる国々をすべてカバーする形で書かれているので、勧告の或るものは我が国では既に実施されているものもあり、又、この計画を受けてすでに実施の方向へふみ出したものもある。関係ある項目について我が国の現状並びに国連のとつた措置等を述べて、計画を理解する上の参考に供する。

(項目) (我が国の現状等)

- 28 昭和50年9月23日、総理府に内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室を設置するほか、内閣総理大臣が有識者を委員として依頼し、婦人問題企画推進会議を開催することとされた。

この本部において、国内行動計画(仮称)の検討を行っている。

- 35 婦人に関する調査については、既に国勢調査、労働力調査等各種の統計調査が実施されているが、昭和47、48年度には、婦人に関する諸問題の総合調査が実施された。

- 37 婚姻の成立、家庭内における夫婦の権利、財産の帰属・処分、子の監

- 38 護権の帰属、婚姻の解消等、家庭における男女の平等な地位、能力を

- 133 法律上承認することについては、憲法、民法(第1条の2、親族編、相続編の諸規定)等によって、既に理念的には解決済みと考えられる。しかし、細部においては、未だ問題もあり、検討が行われている。民法に関しては、法務大臣の諮問機関である法制審議会(民法部会)がその改正について検討中であり、現在家庭における婦人の地位と密接な関連をもつ夫婦財産制及び寄与分並びに非嫡出子の相続分等に関する規定の審議を行っており、昭和50年8月、これまでの審議経過が

中間報告として公表された。

又、民法の規定中、事実上婦人に対して社会的、経済的な利益を与えると考えられる離婚の際に復氏を強制している規定(第767条)、夫の姓を称する婚姻をした妻が離婚訴訟を起す場合、夫の住所地を管轄する裁判所に限るとしている人事訴訟手続法第1条第1項の規定及び戸籍法第52条第1項出生の届出を父としている規定を改正する案を第77国会に提案することとなった。

38. 婦人の地位に関連する国際条約の批准については、世界行動計画付属国際文書中我が国が既に批准済みのものは下記のとおりである。

(()内は締結日)

- 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(昭和33年5月1日)
- 婦人の参政権に関する条約(昭和30年7月13日)
- 同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関するILO条約(第100号)(昭和42年7月14日)
- 社会保障の最低基準に関するILO条約(第102号)(昭和51年1月16日)

但し、102号条約は、医療・傷病・失業・老令・業務災害・家族・母性・障害及び遺族の9部門について社会保障給付の基準等を規定するもので、批准には少なくとも3部門について最低基準を満たさなければならないとされている。我が国は、傷病・失業・老令及び業務災害の4部門については基準を満たしているが、その他の部門については水準に達していない。

- 39 法律を所管する省庁は、必要に応じその改正等を行っている。

民性については上記法制審議会、労働基準法については労働基準法研究会がそれぞれ検討を行っているところである。

- 43 我が国は、婦人を対象に含む国連諸機関、例えば国連開発計画、国

連人口活動基金、国連児童基金に毎年自発的拠出を行っている。

47 地域行動計画としては、アジア太平洋経済委員会及びアフリカ経済委員会が既に計画を発表している。

54 各国婦人の交流については、国際団体加盟の婦人団体等あるいは個人による各種の会合、情報交換が盛んに行われている。政府としても諸外国の婦人有識者、ジャーナリスト等の招請を行う他、来日研究者訪問者への資料、情報の提供を行っている。

又、労働省と国際協力事業団の協力で、開発途上国の婦人行政官を対象とするセミナーを毎年開催している。

56 国連総会については、1956年の我が国の国連加盟の翌年1957年の第12回総会以降第3委員会代表には婦人を任命している。その他の代表団中には、1乃至3名の婦人が参加している。

国連婦人の地位委員会には、1950年以降オブザーヴァーとして、又、我が国がメンバーとなった1958年以降は婦人が代表として参加している。

1974年の世界人口会議には、国会議員2名を含む3名の婦人が顧問として参加、又、1975年の国際婦人年世界会議には7名の婦人が代表団員として、10名の婦人国会議員が顧問団として参加した。

なお、51年2月、我が国の国連代表部に初の女性公使を任命することが発表された。

また、51年3月開催された国連多国籍企業委員会に政府代表として、女性が派遣された。

57 政府の政策決定の場にある婦人は下記のとおりである。(1)内は総数に対する割合)

(1) 国会 (昭和51年1月現在)

衆議院：7名(1.4%)

参議院：18名(7.1%)

(2) 地方議会 (昭和50年12月31日現在)

都道府県議会：32名(1.1%)

市議会：360名(1.8%)

町村議会：217名(0.5%)

特別区議会：72名(6.6%)

国政レベルの審議会246中婦人を委員に任命しているのは73で29.7%、委員数は総数5,436人中婦人は133名で2.7%である。(昭和50年1月1日現在)

(3) 司法の分野では、裁判官2,696名中婦人は56名(2.1%)、うち判事27名、判事補29名であり、検事19名である。

(4) 行政機関では、労働省に局長1名、課長担当職は、労働省3、外務省1、文部省1、厚生省2、農林省1である。

また、初の女性公使の任命が、51年2月に発表された。

ちなみに、民間の管理職にある婦人は約10万人、男女総数中5%を占めている。(45年国勢調査)

58 昭和20年12月17日の「衆議院議員選挙法」の改正により、男子と同等に20才以上の婦人は選挙権を、25才以上の婦人は被選挙権を得ることとなり、婦人の投票率も年々高まり、最近では男子のそれを上廻っている。

我が国は、国連の「婦人の参政権に関する条約」を昭和30年に批准した。

62 我が国では公職、公務への機会は原則的に男女に平等に開かれているが、57の項で述べたように、政策決定の立場にある婦人の数は未だ極く少く、又、実際の運用面では改善すべき点もあり、下記のような措置がとられた。

(1) 行政機関における婦人の登用等について

昭和51年2月5日
事務次官等会議申合せ

行政への婦人の参画を促進するため、当面下記により、行政機関における婦人の登用等を図るものとする。

記

1. 審議会等への婦人の登用

審議会等の委員の選考に当っては、婦人の登用に配慮すること。特に、婦人が委員に含まれていない審議会等については、その改選時に当って、できるだけ婦人の委員を加えるよう努めること。

2. 女子の公務員の採用、登用等

国家公務員法第27条（平等取扱いの原則）の趣旨に基づき、女子の公務員の採用及び登用について十分に配慮すること。

また、女子の公務員の能力の開発、有効発揮等について積極的に努力すること。

国家公務員等級別在職者数（行政職付）

等級別 男女別		計	1	2	3	4	5	6	7	8
計	46年	241,297 (100.0) %	1,085 (0.4) %	3,901 (1.6) %	7,825 (3.2) %	24,197 (10.0) %	68,208 (28.3) %	60,181 (24.9) %	44,770 (18.6) %	31,130 (12.9) %
	48年	243,389 (100.0)	1,074 (0.4)	4,170 (1.7)	9,602 (3.9)	28,218 (11.6)	76,450 (31.4)	56,875 (23.4)	41,451 (17.0)	25,549 (10.5)
	49年	244,506 (100.0)	1,109 (0.5)	4,386 (1.8)	10,553 (4.3)	30,640 (12.5)	79,533 (32.5)	55,743 (22.8)	37,810 (15.5)	24,732 (10.1)
女子	46年	35,238 (100.0)	— (0.0)	16 (0.0)	40 (0.1)	209 (0.6)	2,485 (7.1)	14,822 (42.1)	10,221 (29.0)	7,445 (21.1)
	48年	34,940 (100.0)	1 (0.0)	20 (0.1)	64 (0.2)	289 (0.8)	4,450 (12.7)	15,464 (44.3)	8,681 (24.8)	5,971 (17.1)
	49年	34,545 (100.0)	0 (0.0)	19 (0.1)	72 (0.2)	394 (1.1)	5,607 (16.2)	15,087 (43.7)	7,750 (22.4)	5,616 (16.3)
男子	46年	206,059 (100.0)	1,085 (0.5)	3,885 (1.9)	7,785 (3.8)	23,988 (11.6)	65,723 (31.9)	45,359 (22.0)	34,549 (16.8)	23,695 (11.5)
	48年	208,449 (100.0)	1,073 (0.5)	4,150 (2.0)	9,538 (4.6)	27,929 (13.4)	72,000 (34.5)	41,411 (19.9)	32,770 (15.7)	19,578 (9.4)
	49年	209,961 (100.0)	1,109 (0.5)	4,367 (2.1)	10,481 (5.0)	30,246 (14.4)	73,926 (35.2)	40,656 (19.4)	30,060 (14.3)	19,116 (9.1)

資料出所 人事院「国家公務員任用状況調査報告」

(2) 国家公務員採用試験に関する人事院への申し入れ

人事院で実施する国家公務員の採用試験区分の中に国税専門官、皇宮護衛官、刑務官等の女子の受験を認めない職種が存在している。この中には必ずしも合理的理由の明らかではないものも見受けられ、就業上の男女平等の見地から問題があると考えられる。

労働省では、民間事業所に対して合理的理由なく女子に門戸を閉ざすことのないよう行政指導を行っており、まず政府自身が明確な姿勢を示すことが大切であるとの見地から、労働省婦人少年局長が人事院任用局長に対して、国家公務員採用試験受験資格における男女平等の確保について申し入れを行った。

昭和51年3月4日、人事院は人事院規則8-18（採用試験）の一部を改正し、国家公務員採用初級試験中「行政事務B」について受験資格を男子に限ることを廃止した。

- 6.9 (1) 義務教育修了者の高校進学率についてみると、25年には中学卒業者の37%にすぎなかった進学者の割合は、30年47%、35年56%と年を追う度に上昇し中学校卒業者の過半数を超えるものが高等学校へ進学することとなった。この間に進学率の男女差は相当縮小した。40年に入って女子の進学率は引き続き上昇し、また、男女の進学率の差の縮小も持続した結果、45年には83%と男子の82%を上回った。48年においても、女子の進学率の上昇は持続し91%（男子88%）と男子を上回っており、中学校卒業者の約9割が高等学校へ進学している。

また、女子の大学（含む短大）への進学率をみると25年には17%と男子の2分の1にすぎないが、48年には31%でほぼ男女同率の進学率を示し、男女とも高校卒業者の3割が大学へ進学している。特に、40年代後半からの女子の進学率の向上はめざましい。

短大のみについてみると、30年～40年までは7%前後の進学率を示しているが、45年15%、48年19%と引き続き上昇を続けている。

高等学校、大学（短大、四年制）における男女別在学者数の推移 (人)

	高等学校			短期大学			大学		
	女	男	総数に対する女子の割合 %	女	男	総数に対する女子の割合 %	女	男	総数に対する女子の割合 %
昭和25年	732,748	1,202,370	37.9	5,878	9,220	38.9	17,324	207,599	7.7
30	1,095,187	1,496,814	42.3	42,061	35,824	54.0	65,081	458,455	12.4
35	1,483,211	1,756,205	45.8	56,357	27,100	68.3	58,966	540,455	13.7
40	2,412,650	2,661,409	47.5	110,388	37,175	74.8	152,119	785,437	16.2
45	2,078,326	2,153,216	49.1	217,668	45,551	82.7	252,745	1,153,736	24.3
48	2,081,138	2,118,318	49.6	261,790	48,034	84.5	315,266	1,282,016	19.7

資料出所 文部省「学校基本調査」

- (2) 子どもの教育について、男の子と女の子の場合、どこまで受けさせたいか。

(回答者)	女の子の場合		男の子の場合	
	女性	男性	女性	男性
中学	11.0%	1.0%	0.3%	0.05%
高校	34.4	33.6	12.7	15.0
短大・高専	12.0	15.2	1.1	2.5
大学	14.0	12.8	49.1	45.4
子ども次第	30.2	29.2	29.2	29.2
わからない	8.3	8.2	7.6	8.2

出所：内閣総理大臣官房広報室「婦人に関する意識調査」48年3月

(3) 高等教育(大学、短大)における女子の専攻分野

47年における四年制大学の女子学生を専攻分野別にみると、「文学」が最も多く37%、次いで、「教員養成」で20%と、この2学科に女子学生の約6割が集中している。ほかに「法・政・商・経」は13%、「医・歯・薬学」は8%となっている。短大においては高率を占める「家政・看護」は9%と4年制大学においては、極めて少なく1割を割っている。

10年前の37年と比較すると、「文学」は42%から37%に、「教員養成」は23%から20%に減少しており、「法律・政治・商業・経済」の社会科学学科が4%から13%に増加している。したがって、37年に比べ、「文学」、「教員養成」への集中度が若干緩和されており、わずかではあるが、「法律・政治・商業・経済」の社会科学系統学科や「医学・歯学・薬学」の医学系統学科への分散がみられる。しかし、男子の専攻分野が、「家政・看護学」を除き幅広く分散しているのに比べ、女子の専攻分野は著しく狭く、特に、理学、工学、農学等の理工学系学科において少数となっている。

また、短期大学についてみると、37年、47年両年ともその8割強が、「文学」、「家政・看護」、「教員養成」の3学科に集中していることには変化ないが、この3学科のうち、37年には55%を占めていた「家政・看護」が40%に減少し、逆に8%にすぎなかった「教員養成」が21%に増加している。

48年における関係学科別の在学生(四年制大学)の男女別構成の推移をみると、「家政・看護学」はほぼ女子学生のみで構成されており、25年から戦後一貫してこの傾向に変化はない。次いで、「文学」の56%であり、この割合は25年には16%ときわめて少数にすぎなかったが、30年28%、40年48%、45年52%と40年代に入ってから急激に女子の割合が高くなり、女子が過

半数を占めている。「教員養成」においても女子は、56% (48年) と文学と同率であるが、25年21%、30年29%、35年38%と年を追って上昇し、40年には49%と約半数を占めるに至ったもので、文学同様、女子の割合が40年代に入ってから急激に増加している。次いで女子在学生の割合の高いのは、「医・歯・薬学」で48年で約4割が女子である。「法・政・商・経済学」「理学」、「工学」、「農学」における女子の割合は、理学の14%を最高にいずれも1割に満たない(「法・政・商・経済学」7%、「工学」1%、「農学」8%)が、25年に比べるとそれぞれ増加している。しかし、全体からみると、「家政・看護学」のような女子に独自の分野は例外として、女子在学生の割合が高いのは、「文学」、「教員養成」に限られている。

71 教育基本法において教育の機会均等が規定されている。

第3条(教育の機会均等)

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

72 我が国は、教育における差別待遇の防止に関する条約は未だ批准していない。

年	農業就業人口		基幹的農業従事者数	
	総数	女	総数	女
35	1,454 (100.0)	695 (47.8)	1,175 (100.0)	624 (53.0)
40	1,143 (100.0)	680 (59.5)	895 (100.0)	475 (53.1)
45	1,025 (100.0)	628 (61.2)	705 (100.0)	383 (54.2)
48	849 (100.0)	530 (62.4)	625 (100.0)	352 (56.3)

資料出所 農林省「農林業センサス」(35～45年)「農業調査」(48年)

注1) 農業就業人口とは自家農業だけに従事したか、自家農業以外の他産業に

従事(兼業に従事)しても自家農業従事日数の方が多かったもの。

2) 基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうちで、ふだんの状態として仕事
が主な人で、家事や育児の傍ら農業に従事したり、通学の傍ら農業に従
事した人等を除いたものである。

3) ()内は構成比。

婦人に対する農業技術教育・訓練

① 農業者教育施設による研修

年次	農業者教育施設数	研修生総数	同左の内訳	
			女	男
昭45	53 ^(カ所)	3,706 ^(人)	784 ^(人)	2,922 ^(人)
46	55	3,364	722	2,642
47	56	3,121	577	2,544
48	55	2,425	491	1,934
49	56	2,475	431	2,043

② 農村青少年に対する短期研修等

	農村青少年総合技術研修	農村青少年特別研修	放送利用農業集訓活動	自営者冬季学校	農村青少年等先進地留学研修	農村青少年海外派遣研修
昭	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
45	115,820	99	130,268	21,108	1,146	176
46	46,752	109	125,407	20,845	947	182
47	98,782	76	47,176	16,979	869	182
48	110,631	122	44,160	17,519	716	131
(昭和49年度よりメニュー方式に組み替る)						
(農村青少年総合研修事業)			(農村青少年等先進地留学研修)			農村青少年海外派遣研修
49	(延) (人)		(実) 人		(人)	
	144,651		603		142	

以上のほか ① 農村青少年講座制研修事業……就農しながら体系的に学習を行う
(研修期間 3カ年)

② クラブ活動推進特別事業……農村青少年集団の活動強化の一環として、
農村における民俗芸能の伝承保存活動を行

③ 「緑の学園」開催事業……高校在生に対し、夏季休暇等を利用し、
農業者教育施設等において農業の実務講
習を行い、農業の理解を深める。

③ 農村青少年クラブの概要

年度	クラブ数	構成員数		
		男	女	計
昭45	8,791 ^人	137,665 ^人	28,306 ^人	165,971 ^人
46	6,281	103,816	21,267	125,083
47	5,487	67,186	10,410	77,596
48	5,047	63,220	8,111	71,331
49	4,386	57,744	7,085	64,829

(注) 農村青少年クラブとは、おむね25才以下の農村青少年で、農業の改良・生活の
改善についての実践活動を行うことを目的としているグループである。

このグループは、普及事業が積極的に育成しているものである。

農林省農芸園芸普及教育課

81 教育の機会均等が、教育基本法においてうたわれ、学校教育の教科に
85 については、学校教育法により規定されている。昭和48年11月21
86 日、文部大臣は教育課程審議会に「小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善について」諮問を行い、その中間報告が50年10月18日発表された。これを指針として審議が進められ、51年秋最終答申の予定と発表されているが、「各教科・科目等の内容について」家庭技術・家庭、家庭一般の改善の基本方向は、下記のようにある。

△家庭、技術・家庭、家庭一般

1 これらの教科、科目については、その性格を一層明確にする必要があるという指摘があるので、小学校、中学校及び高等学校を通じて実践的・体験的な学習を行う教科としての性格を一層明確にするとともに各学校段階の重点を明らかにして、その内容構成を検討する。

2① 小学校の家庭科については、精選の観点から、他教科等との関連を考慮し、その内容構成等について検討する。

② 中学校の技術・家庭科については、男女相互の協力と理解を図るという観点から「男子向き」の学習系列を検討するとともに、その履修方法の関連を一層密接に図れるようにする。また、基礎的な知識と技術を習得させるという観点から、内容や学年配当について検討を加えるなどして、一層の精選を図る。この場合、地域や学校の実態及び生徒の必要に即して弾力的な指導ができるよう、現行の第三学年における弾力的な履修措置を他の学年にも拡充することについて検討する。

③ 高等学校の家庭一般については、その内容について学校や地域の実態及び生徒の必要に応じて弾力的な取扱いができるように検討するとともに、内容の精選を図る。

「職業訓練は、労働者の希望と適性に応じてその能力を積極的に開

発向上させる……」（職業訓練基本計画）ことを基本的態度としており、全国で約440校の公共職業訓練を行う施設で男女あわせて約5万人が訓練を受けている。また、認定職業訓練として事業主等が行うものがある。この他、都道府県婦人少年室が中高年令婦人の就職を容易にするため行っている2週間の短期職業講習がある。

88 労働の権利、団結の権利はそれぞれ憲法第27条、第28条に定められており、同一労働同一賃金の原則は労働基準法第4条に規定されさらにILO条約第100号（同一労働同一賃金）を批准している。労働条件の平等の権利については、労働基準法第3条に「性別」が理由としてあげられていないため、ILO条約第111号（差別待遇）の批准に至っていないが、結婚退職、若年定年等女子に対する差別待遇に関するいくつかの判決では、憲法第14条、民法第90条公序良俗に反するとされている。

89 経済活動への婦人の参加

女子就業者数の推移

(万人)

昭和	総数	女	男	総数に占める女子の割合	女子の就業率
25年	3,557	1,376	2,181	38.7%	47.8%
30	3,926	1,537	2,389	39.1	50.0
35	4,369	1,710	2,659	39.1	50.6
40	4,761	1,858	2,903	39.0	49.2
45	5,204	2,035	3,169	39.1	50.2
48	5,232	2,021	3,211	38.6	46.0
49	5,201	1,970	3,232	37.9	46.0
50	5,178	1,949	3,229	37.6	

資料出所 総理府「国勢調査」25年～45年

「労働力調査」48年・49年・50年

注) 女子の就業率としては、女子15歳以上人口に対する就業者の割合をいう。

配偶関係別女子雇用者数の推移 (万人)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死・離 別
30	507 (100.0)	328 (64.7)	106 (20.9)	73 (14.4)
35	711 (100.0)	444 (62.4)	178 (25.0)	89 (12.6)
40	920 (100.0)	498 (54.1)	315 (34.3)	107 (11.6)
45	1,092 (100.0)	531 (48.6)	438 (40.1)	123 (11.2)
48	1,186 (100.0)	482 (40.6)	576 (48.7)	127 (10.7)
50	1,158 (100.0)	440 (37.8)	593 (51.4)	125 (10.8)

資料出所 総理府統計局「国勢調査」(30~45年)

「労働力調査」(48, 50年)

注) ()内は構成比

婦 人 の 差 別 的 取 り 扱 い

結婚退職制の有無別事業所の構成(46年)

区 分	制 度 の 有 無					「あり」の場合の規定の方法 (ありの事業所=100%) M・A・				
	計		あ り		無 記 入	規定はない 規定は行と なっている		内 規 念書等		無 記 入
	計	なし	あ	り	無 記 入	計	なし	内 規 念書等	規定は行と なっている	無 記 入
規模別 産業別	100.0	91.0	8.9	0.1	10.9	2.9	80.9	1.0	89.1	35.3
300人以上	100.0	91.2	8.8	—	1.9	1.0	97.1	—	—	—
100~299人	100.0	88.6	11.4	—	14.4	1.1	84.5	—	—	—
30~99人	100.0	91.5	8.3	0.1	10.6	3.5	78.8	—	7.1	—

結 婚 退 職 制

妊娠出産退職制の有無別事業所の構成(46年)

区 分	制 度 の 有 無					「あり」の場合の規定の方法 (ありの事業所=100%) M・A・				
	計		あ り		無 記 入	規定はない 規定は行と なっている		内 規 念書等		無 記 入
	計	なし	あ	り	無 記 入	計	なし	内 規 念書等	規定は行と なっている	無 記 入
規模別 産業別	100.0	90.2	8.8	1.0	4.6	1.8	86.2	1.8	86.2	9.3
300人以上	100.0	94.3	5.6	0.1	12.1	—	72.7	—	—	1.5
100~299人	100.0	87.4	11.0	1.6	14.9	5.2	80.5	2.3	80.5	12.6
30~99人	100.0	90.5	8.6	0.9	1.8	—	92.3	1.8	92.3	9.4

妊 娠 出 産 退 職 制

若年定年制の有無別事業所の構成(46年)

区 分	制 度 の 有 無					「あり」の場合の規定の方法 (ありの事業所=100%) M・A・				
	計		あ り		無 記 入	規定はない 規定は行と なっている		内 規 念書等		無 記 入
	計	なし	あ	り	無 記 入	計	なし	内 規 念書等	規定は行と なっている	無 記 入
規模別 産業別	100.0	91.4	7.4	1.2	68.1	14.4	10.5	10.5	8.3	9.8
300人以上	100.0	87.8	12.2	—	55.1	14.5	12.2	—	—	18.4
100~299人	100.0	90.1	7.6	2.3	84.2	23.3	—	—	3.3	30.0
30~99人	100.0	91.9	7.1	1.0	62.4	11.8	11.8	—	9.8	4.2

若 年 定 年 制

(96)

職場結婚の場合の妻の退職金の有無別事業所の構成（４６年）

規模別 産業別	区 分	制 度 の 有 無				「あり」の場合の規定の方法 (ありの事業所=100%) M・A・				
		計	な し	あ り	無	就業 規則	労 協 約	内 規 念書等	規定はない が直行とな っている	兼記入
計		100.0	88.0	11.3	0.7	3.8	—	1.4	87.0	8.5
	300人以上	100.0	87.6	11.7	0.7	—	—	—	99.3	0.7
	100～299人	100.0	86.7	12.5	0.8	4.5	—	2.0	91.4	6.6
	30～99人	100.0	88.3	11.1	0.6	4.0	—	1.3	85.1	9.5

資料出所 労働省婦人少年局「女子労働者の雇用管理に関する調査」

男女別定年制における女子の定年輪別企業数の割合

	男女性別年 制の企業	35歳 以下	36歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	46歳 49歳	50歳 54歳	51歳 54歳	55歳 59歳	60歳 64歳	65歳 以上
45年	100.0	9.5	0.2	3.5	0.1	21.3	2.7	40.4	22.4		
48年	100.0 (13,238)	2.5	—	10.1	0.1	15.9	2.5	39.3	25.1	0.5	1.5

資料出所 労働省「雇用管理調査」

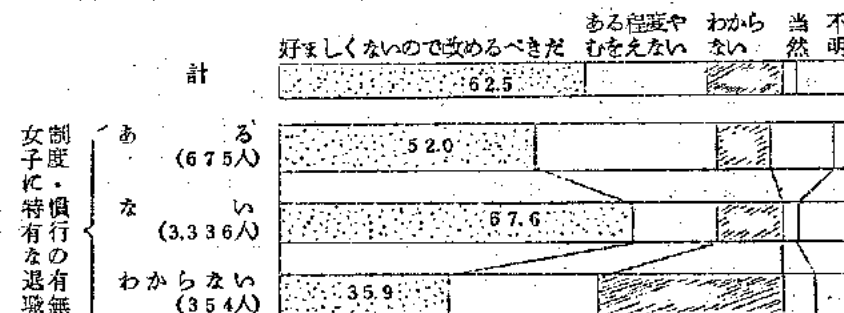
婦人の意識

あなたの職場では女性が結婚、出産するとき
どのような暮らしになっていますか(47年)

		計	退職の 制度が ある	退職の 慣習が ある	勤めに くい 面気が ある	なら さし わり が ない	わ か ら ない
結婚の場合	女子雇用者	100.0	1.6	6.1	7.3	75.5	9.5
	うち未婚の 20~24歳	100.0	2.7	13.3	14.6	62.5	6.8
	うち夫あり 子なし	100.0	0.8	1.1	3.8	92.3	1.9
出産の場合	女子雇用者	100.0	1.7	7.2	9.9	65.8	15.4
	うち未婚の 20~24歳	100.0	2.6	13.3	17.4	50.5	16.3
	うち夫あり 乳幼児あり	100.0	0.5	2.0	3.8	86.7	6.9

資料出所 総理府広報室「婦人に関する意識調査」

結婚退職制、出産退職制、若年定年制等女子に特有な退職制度についてどう思いますか（48年）



資料出所 労働省婦人少年局「企業における婦人の地位に関するアンケート調査」

あなたの会社には、結婚退職制、出産退職制、若年定年制等
女子の退職に関する制度、慣行はありますか（４８年）

計	あ る (M.A.)					な い	わから い	不 明
	小 計	結婚退職制	妊娠・出産退職制	若年定年制	その他			
100.0	15.3	8.9	3.2	4.2	1.1	75.6	8.0	1.1

資料出所 労働省婦人少年局「企業における婦人の地位に関するアンケート調査」

男女別一人平均月間給与総額の推移（規模30人以上）

賃金格差	年	女		男		男女賃金格差（男子＝100）	
		現金給与総額	特別給与	現金給与総額	特別給与	現金給与総額	特別給与
26年		6,496	5,571	14,051	12,147	46.2	45.9
30		9,479	8,229	21,349	18,277	44.4	45.4
35		12,414	10,129	29,029	23,303	42.8	43.5
40		22,275	17,760	46,571	36,496	47.8	48.7
45 (注)		45,801	34,482	89,934	66,710	50.9	51.7
49		97,392	70,032	180,686	128,513	54.6	54.6
50							

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

注) 45年以降はサービス業を含む。

標準労働者の男女賃金格差

勤続年数	年齢	36年	47年
0年	17歳	97.7	93.2
1	17	93.9	94.3
2	17	91.1	93.4
3	19	75.3	81.0
4	18	67.5	75.5
5	20	68.1	69.0
9	22	78.0	63.5
10	24	78.1	67.0
14	25	70.2	75.4
19	30	61.1	63.6
29	35		
30年以上	40		
30年以上	50		
30年以上	59		

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」定期給与総額により算出

注1) 標準労働者とは、正常に進学、卒業したもののうち、卒業後直ちに当該企業に入社し、

引き続き勤務している労働者をいう。

2) 男子の賃金を100とした時の女子の賃金

100

第103号条約（母性保護）批准上の問題点

94 農協婦人部の活動に対しては、農林省では早くから深い関心をもち、昭和27年11月28日付農林省農林経済局長名をもって「婦人の農業協同組合活動の推進について」各県知事あて通達した。これは農協運動を正しく発展させ、同時に婦人の地位を向上させるため、農協は積極的に婦人部の結成及び活動に協力援助するよう、又、婦人の組合加入や能力ある婦人の役員就任を阻止する動向に対しては極力これを排除することなど期待している。

現在、全国農協婦人組織協議会は、全国47都道府県組織を会員に、単位組織4,700余、部員数約280万といわれる全国組織となり、米価運動、購買活動、健康管理活動と幅広い実践、啓発活動を行っている。

国民の自発的な生活協同組織の発達を回り、国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的として、昭和23年に「消費生活協同組合法」が制定されて以来、我が国の消費者運動は主として婦人の手によって支えられていた。近年の物価高騰、公害問題に対する市民意識の高まり等から最近は消費者運動を大きな広がりを持ち、活発な活動を行っている。

婦人の横の組織として、日本生活協同組合連合会婦人活動全国協議会が全国各生協婦人組合員の連絡、経験の交流を密にし、全国的に団結して生協運動を推進しており、7.1組合、活動組合員数約7,000名に及んでいる。

第103号条約（母性保護）批准上の問題点

事項	条約	労働基準法	問題点
産後の就業禁止の期間 追加休暇制度	6週間（3条3項） 妊娠および分娩に起因する疾病については、追加休暇を与えなければならない（3条5項、6項）	5週間（65条2項） （産後休業6週間のうちなし）	労働基準法では産後5週間は強制休暇期間であるが、それ以後は就業を認めている点異なる。
育児時間の取扱い	労働時間として計算し、かつ有給とする（5条2項）	有給とすべき規定はない。（66条）	労働基準法中には規定がない。
休業中の給付	出産休暇による休業中、金銭および医療の給付を受ける権利を有する。 金銭および医療の給付は強制的社会保険または公の基金で与えられる。 強制的社会保険で与えられる金銭給付が、従前の所得に基づいて決定される場合は、当該女子の従前の所得の $\frac{2}{3}$ を下らないこと。 （4条1項、4項、6項）	労働基準法には、給付についての規定なし。 注）健康保険法 出産手当金 被保険者が分娩の日前42日分べんの日後42日以内に於いて勤務に服さなかった期間1日につき標準報酬月額額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額を支給（50条2項） — 分べん賃 — 被保険者が分べんしたとき標準報酬月額額の半額（その金額が60,000円に満たないときは60,000円）（50条1項）	我国の金銭給付は60%で、所得の3分の2の要件に達しない。

101 学齢前の子どもの年齢別・保育状況別既婚女子労働者構成比（41年）（%）

子どもの年齢	保育状況	計	自宅で家族	自以が宅外みての家族	1託けその家	職保託場育け以施設外設いの	職施て場設いの保託育け	誰るなも世の話をすい	その他
計		100.0	56.3	3.9	16.8	20.2	1.2	2.8	5.1
0 歳		100.0	62.5	4.5	26.9	3.1	1.0	—	1.9
1		100.0	58.4	6.3	25.7	6.7	10.1	0.0	2.8
2		100.0	66.1	3.2	18.5	9.5	2.6	0.0	0.1
3		100.0	58.3	3.0	10.6	23.9	0.9	1.8	2.1
4		100.0	51.6	0.3	10.1	25.8	0.9	5.5	6.5
5		100.0	57.2	1.4	9.5	27.5	—	3.3	1.8
6		100.0	37.6	9.6	18.1	28.5	2.2	4.5	—
不明		100.0	26.2	—	6.1	8.5	0.3	4.2	54.7

資料出所 労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」

注）M・Aのため、計は100.0%とこえる。

認可保育所数および入所児童数の推移

	計 (A)	公立 (B)	私立	$\frac{B}{A} \times 100$
施設数				
昭 30	8,321 所	4,232 所	4,089 所	50.9 %
40	11,199	6,888	4,360	61.5
45	14,101	8,817	5,284	62.5
48	16,140	10,066	6,074	62.4
49	16,534	10,354	6,180	62.6
50	18,009	11,387	6,622	63.2
入所児童数				
昭 30	653,727 人	340,936 人	312,791 人	52.2 %
40	829,740	498,872	326,334	60.1
45	1,131,361	690,344	441,017	61.0
48	1,375,567	843,733	531,834	61.3
49	1,422,555	873,197	549,358	61.1
50	1,676,690	1,074,506	602,184	64.1

厚生省「社会福祉行政業務報告」（各年4月）

就労中の保育状況（42年）

(1) 乳幼児	家族る庭が内みてて家	本にのこ人いところどく（目と	一人てい	近所けにいてる	認に可ある保す育け所て	無所す認施けて可設に保に育ある	幼稚園に行	つてい	その他
0 歳 児	56	13	—	13	5	3	—	13	
1 ~ 2 歳 児	55	13	4	11	12	4	—	4	
3 ~ 6 歳 児	31	7	7	4	35	2	29	2	

(2) 小学生

子どもが帰ってくるまでに仕事は終わる	21
子どもが帰ってくるまでに仕事は終わらない	79
1人でいる、友達、兄弟といる土留守番をしている	46
家の者といる	24
学習塾へ行っている	6
近所の家にいる	9
学童保育の施設へ行っている	2
本人と一緒にいる	4
その他	4

資料出所 労働省婦人少年局、総理府広報室「保育および就労に関する母親の意識調査」

注）複数回答である。

育児休業については、勤労婦人福祉法に基づいて普及促進が図られているが、労働省は、育児休業に関する指導基準を定め、事業主等に対して本制度の普及促進に努めており、労働省の調査（昭和48年）によれば、事業所の4.3%が育児休業制度を実施している。

育児休業制度の普及促進を図るため、昭和50年度から、雇用保険法に基づき、雇用改善事業の一環として、一定の育児休業制度を実施することとなった事業主に対し、奨励金の支給を行っている。

さらに、先の第75回国会で成立した「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」の施行に関連し、特定職種における育児休業の円滑な実施を促進するため、事業主に対し昭和51年度から、助成措置を講ずるよう検討中である。

女子パートタイム雇用者は、約180万人で女子雇用者の16%、又、男女合せたパートタイムー302万人中61%を占める。労働者の「パートタイム雇用調査」（45年）によると、女子パートタイムーを雇用する事業所は約30%、産業別では製造業34%、サービス業（医療業のみ）4.0%、企業規模では500人以上51%が多かった。

103 最低賃金制度は、最低賃金法、最低工賃は家内労働法にそれぞれ規定があり、男女の差なく実施されているが、家事使用人は労働基準法の適用除外である。

最低賃金決定状況

51.1.6 現在

決定方式別の最低賃金決定状況

決定方式	決定件数	適用労働者数
1. 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（法第16条）	414件	32,899千人 (32,894)
(1) 産業別・職業別最低賃金	367	16,975 (14,835)
(2) 地域別最低賃金	47	32,856.66 (18,059)
2. 労働協約に基づく地域的最低賃金（法第11条）	7	9 (5)
合 計	421	32,899

(注) 1. 産業別・職業別最低賃金、地域別最低賃金及び労働協約に基づく地域的最低賃金の適用労働者数のなかには、それぞれ他の最低賃金と重複して適用されているものが含まれているので、(1)と(2)を合算したものは1の数値と、また、1と2を合算したものは合計の数値とは一致しない。

2. () 内の数値は、実質的に効力をもつ最低賃金についての適用労働者数（同一労働者に2以上の最低賃金が適用される場合には、金額の最も高いものが効力をもつことになるので、このような場合に金額の最も高い最低賃金が適用されるものとして計上した適用労働者数）を示したものである。

産業別・職業別最低賃金の産業別決定状況

51.1.6 現在

産 業	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
合 計	367	1,456千	16,975千人
小 計	287	433	9,650
製 造 業			
食料品製造業	45	57	968
繊維産業	39	85	1,426
木材・木製品・家具・装備品製造業	50	56	641
パルプ・紙・紙加工品製造業	15	4	123
出版・印刷・同関連産業	40	27	419
窯業・土石製品製造業	37	18	383
機械・金属製品等製造業	47	182	5,585
上記以外の製造業	14	4	105
小 計	80	1,023	7,325
非製造業			
鉱 業	2	1	43
卸売業・小売業	47	990	7,047
自動車整備業	28	29	225
上記以外の非製造業	3	3	10

業種別最低賃金決定状況

昭和51年1月1日現在

業 種	決 定 決 数	適用委託者数	適用家内労働者数
繊維産業	横編メリヤス	16件	2,599
	織物	14	3,732
	縫製(既製服)	32	11,211
	縫製(その他)	15	2,356
	その他	12	3,931
木材・木製品	4	189	3,240
紙加工品	9	535	13,781
金属製品	6	561	8,078
電気機械器具	11	1,179	31,143
その他	18	1,831	26,111
他	137	28,124	369,323

労働基準局賃金福祉部

107 労働組合員数 男 887万人 女 345万人

組織率 男 36.0% 女 29.0%

(労働組合基本調査：49年6月)

役員数

<総評> 男 59名 女 1名 婦人部長

傘下単組66のうち女子役員がいる単組は27

女子役員がいる単組の役員数 男406人 女47人

<同盟> 男 53名 女 0名

傘下単組23のうち女子役員がいる単組は3

女子役員がいる単組の役員数 男96人 女3人

(全国主要労働組合一覧 50年度)

108 婦人に対する保健サービス、栄養に関して、次のような施策が行われている。

113

115 ○保健サービス施設の整備及び保健婦、助産婦等の要員の確保

118

○婦人の肥満又は貧血防止のための栄養相談指導事業

118

○保健所において婚前学級、母親学級、等の開催による母体の保護、育児上の知識の普及、必要に応じた保健婦の派遣、個人に対する一般の健康相談

○農村地域における健康管理指導車の運営

○農村検診センター、保健所の設置

○地域保健計画の策定、実施

○婦人の保健サービスの提供の促進のため、母子保健推進委員、愛育班員等の人員の確保及び研修の強化、母親学級、育児学級等の拡充、家庭奉仕員、保健婦、栄養士等の研修

○子宮がん、成人病検診等の実施

○医療保健要員の確保

○保健所運営協議会に対する婦人の代表の参加

○母子健康センターの設置

○母子栄養強化のための必要な食品の支給

○妊娠中毒症に罹患している妊産婦の療養援護

又、保健要員や施設については、母子健康センターの設置、母子保健推進員の配置がなされており、妊娠、出産、授乳期間中の婦人に対する特別の配慮としては、分べん費の支給、出産手当金の支給、配偶者分べん費の支給等がなされている。

131

家庭裁判所が全国都道府県所在地等50カ所に設置され、各家庭裁判所には婦人を含めた家事調停委員が民間から選任され、家庭争議の解決を助けるため、裁判以前の調停に参加している。現在、札幌と新潟では婦人が所長に任命されている。

133 医療保険、年金上の取り扱いについては、未婚（内縁）の母に対して親としての完全な地位を認め、非嫡出子は嫡出子と同じ権利をもつこととなっている。

又、片親家庭への援助等については、次のような施策がとられている。

- 児童扶養手当の支給
- 母子福祉資金の貸付
- 母子福祉団体に対する貸付
- 母子福祉施設の設置
- 寡婦福祉資金の貸付
- 母子相談員の設置
- 母子家庭介護人派遣事業
- 遺族年金の支給
- 母子年金、準母子年金、母子福祉年金、準母子福祉年金の支給

134 ○ 児童手当の支給

- 老齢年金、障害年金の受給者の配偶者に対する加給年金の支給

138 ○ 生活保護世帯等に対する妊婦及び乳幼児のためのミルク支給

- 未熟児養育医療の実施

143 家族計画を成功させるための受胎・出産調節の手段の開発

（コンドーム、子宮内避妊器（IUD）の製造、輸入、販売の認可、規格、試験方法の制定）

158 女子受刑者の収容施設として栃木刑務所ほか3庁、売春防止法違反婦人の補導処分施設として東京婦人補導院並びに女子犯罪少年及びく犯少年の保護処分施設として愛光女子学園ほか9庁を設け、その更生のため、女子にふさわしい矯正教育を特別の注意をもって実施している。

159 我が国における売春の防止については、昭和32年から施行されて

いる売春防止法（昭和31年法律第118号）によって統一的に規定されている。同法は、売春行為ないしは売春婦自体を処罰の対象とはしておらず、売春を助長する行為なにかんづく何らかの影響力を行使して他人に売春をさせる行為を主たる処罰対象とするとともに、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある者に対する特別の補導処分と保護更生の措置を規定している。

上記売春防止法以外にも刑法第182条（淫行勧誘の禁止）、同第226条（国外移送、人身売買等の禁止）、職業安定法第63条第1号及び2号（募行、脅迫等の手段によって労働者を募集し、供給する行為等及び有害業務に就かせる目的によって労働者を募集し、供給する行為等の禁止）、児童福祉法第34条第1項第6号及び7号（児童に淫行させる行為及びそのおそれのある者等に児童を引き渡す行為の禁止）等により、売春及び不正人身売買に関連する行為を処罰の対象としている。

160 人身売買及び売春防止に関する国連条約については、昭和33年7月30日条約第9号により批准している。

182 第30回国連総会は、1975年12月15日「国際婦人年世界会議」
183 と題する決議を採択し、この本文第2節において、世界行動計画及び関連諸決議を実施するための効果的、持続的な国内、地域及び国際行動に充てることを目的として、1976年～1985年を、平等・発展・平和をめざす国連婦人の10年と宣言した。

187 第30回国連総会は、「国連事務局における婦人の採用」と題する決議を採択し、この中で各国政府に対し、事務局の専門職に資格ある婦人を推せんする努力を強化するよう、又、事務総長に対し、空席に婦人を任命するためあらゆる努力を払うよう要請した。

1975年11月末現在、国連関係諸機関に在職する専門職以上の日本人婦人職員は14名であるが、12月には国際労働機関（ILO）

の事務局長補（ADG）に我が国から女性が任命された。

198 婦人に対する差別撤廃に関する条約については、国連婦人の地位委員会において検討がなされているが、第30回国連総会決議「男女平等及び婦人に対する差別撤廃」においても、婦人の地位委員会に対し、1976年に、婦人に対する差別撤廃条約案を作成するよう、重ねて要請している。

213 第30回国連総会決議「国際婦人年世界会議」において、行動計画
1
217 の総合的検討と評価を隔年に行うことを確認し、10年の中間である
1980年に見直しのための世界会議を開催することを決定した。